北海道檜山振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年（2026年）２月４日

北海道檜山振興局長　笠井　敦史

１　入札に付する事項

（１）契約の目的の名称、数量及び履行場所

役務の名称	数量	履行場所
令和８年度北海道檜山振興局江差地区消防用設備保守点検業務	一式	北海道檜山合同庁舎 （北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地３） 北海道檜山農業改良普及センター庁舎 （北海道檜山郡江差町字柳崎町55番地） 北海道檜山家畜保健衛生所庁舎 （北海道檜山郡江差町字田沢町281番地１）

（２）契約の目的の仕様等　契約書（案）による。

（３）契約期間　令和８年（2026年）４月１日から令和９年（2027年）３月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があったときには、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和７年度に有効な道の競争入札参加資格のうち庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、資本関係又は人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第４条第２項に該当しない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外

取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（５）檜山振興局又は渡島総合振興局管内に本社、支社、営業所等があること。

（６）檜山振興局又は渡島総合振興局管内の本社、支社、営業所等に勤務する者のうち、次に掲げるアからキの資格を有する者を、それぞれにつき１名以上有すること。（複数資格を有する者がいる場合の重複可能。）

ア　消防設備士甲種第１類又は乙種第１類若しくは消防設備点検資格者第１種の資格を有する者

イ　消防設備士甲種第４類又は乙種第４類若しくは消防設備点検資格者第２種の資格を有する者

ウ　消防設備士甲種第５類又は乙種第５類若しくは消防設備点検資格者第２種の資格を有する者

エ　消防設備士乙種第６類又は消防設備点検資格者第１種の資格を有する者

オ　消防設備士甲種第４類、乙種第４類、乙種第７類のいずれかの資格若しくは消防設備点検資格者第２種の資格を有する者

カ　次の（ア）又は（イ）の資格を有する者

（ア）消防設備士甲種第４類又は乙種第４類若しくは乙種第７類の資格を有し、かつ、電気工事士免状又は第１種、第２種、第３種のいずれかの電気主任技術者免状の交付を受けている者

（イ）消防設備点検資格者第２種の資格を有する者

キ　蓄電池設備整備資格を有する者

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の（４）から（６）までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年２月４日（水）から同年２月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（郵便等又はメールによる送付の場合は必着）。

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号　043-8558　北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地３
北海道檜山振興局総務課職員・財産係
電話番号　0139-52-6452
e－mail　hiyama.soumu23@pref.hokkaido.lg.jp

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3　北海道檜山振興局総務課

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地３　北海道檜山合同庁舎別館４階　講堂
（送付による場合は、３の（１）ウに同じ）

（２）入札日時　令和８年３月３日（火）午前10時30分
（送付による場合は、３月２日（月）午後５時までに必着）

（３）開札場所　（１）に同じ。

（４）開札日時　（２）に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは､入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認める。

なお、入札用封筒に「令和８年３月３日執行　北海道檜山振興局告示第1005号　入札書」と朱書きすること。

９　落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされたときは、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

（１）無効入札

開札のときにおいて、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）最低制限価格

設定していない。

（３）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（４）契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　北海道檜山振興局総務課

イ　所 在 地　郵便番号043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地３

ウ　電話番号　0139-52-6452

エ　ｅ－ｍａｉｌ　hiyama.soumu23@pref.hokkaido.lg.jp

（５）前金払

前金払はしない。

（６）概算払

概算払はしない。

（７）部分払

部分払はしない。

（８）所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第１項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第１項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

（９）郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札の執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この告示のほか、競争入札の心得その他関係法令の規定を承知すること。